

賃貸借の合意解約提出書類及び注意事項

- 1 農地法第18条第6項の規定による通知書
 - ・押印は、認印で可。捨印もお願いします。
- 2 全部事項証明書（土地）
 - ※契約が農用地利用集積計画の場合、不要。
- 3 住民票（市外に住民票がある方）
- 4 土地の所有者及び小作人が死亡している場合には、相続人全員の連名での申請になるので、次の書類が必要になる。
 - 1) 相続関係図
 - 2) 被相続人の相続人が確認できる書類
 - ・被相続人については、出生から死亡までが確認できるもの。
 - ・相続人については、被相続人との関係が確認できるもの。
 - ・転籍している場合は現戸籍まで繋がる戸籍謄本。
 - ・相続人の住所及び現戸籍がわかる書類（本籍付住民票）。

ただし、次の書類がある場合、単独申請が可能になる。

①遺産分割協議書

- ・実印の押印、**印鑑証明の添付必要**。また小作権は不動産ではありませんので、すべての不動産の記載では該当しません。
- ・上記の、「4-1）」及び「4-2）」の書類も必要。

②公正証書遺言

- ・上記の、「4-1）」及び「4-2）」の書類は不必要。

※その他上記以外に添付が必要になる場合があります。

お問い合わせ 新居浜市農業委員会 電話 0897-65-1313
FAX 0897-65-1306